

< 三条市からのお知らせ >

新型コロナウイルス感染症によるこまった…お気軽にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所のみなさまへ 三条市支援制度のご案内

1 三条市事業継続等支援補助金

令和2年(2020年)1月以降、**いずれか1か月の前年比売上高減少率が下記の割合である**事業者に対して、事業物件賃料補助、固定資産税補助、上下水道料金補助、事業に係る固定費の補助を行っています。



- 申請期限 令和2年11月30日(月)まで
- 申請場所 三条市役所第二庁舎101会議室(三条市旭町2-3-1)
※土・日・祝日は窓口を開設しておりません

2 よろず相談窓口

新型コロナウイルス感染症対策に関する各行政機関や金融機関等の各種支援制度についての内容に関する説明や申請代行に関する相談を行政書士等の専門家が受付けています。

窓口会場	三条商工会議所1階 チェンバーズホール 第3ホール (三条市須頃1-20)
窓口開設時間	毎平日午前9時から午後5時まで
窓口開設期間	令和2年7月1日(火)から令和3年2月26日(金)まで

問合せ先 三条市経済部商工課 (電話:0256-34-5610)